

# 福岡県公報

平成29年9月15日  
第3926号

## 目次

### 告示 (第592号 - 第598号)

- 地方卸売市場の廃止の許可 (水産振興課) …………… 1
- 卸売業務の廃止の届出 (水産振興課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 福岡県個人情報保護条例に基づき口頭で開示請求を行うことができ  
る個人情報及び開示の方法の一部改正 (県民情報広報課) …………… 2
- 道路の占用の制限 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 10
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 11

### 公告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 11
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 12
- 一般競争入札の実施 (教育庁企画調整課) …………… 14
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 16
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 16
- 公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) …………… 17
- 福岡県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦

- 開発行為に関する工事の完了 (労働政策課) …………… 17
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 18
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 18
- 平成28年度福岡県情報公開条例の運用状況 (県民情報広報課) …………… 18
- 平成28年度福岡県個人情報保護条例の運用状況 (県民情報広報課) …………… 28
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 37
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 37
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 37
- 土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可 (農村森林整備課) …………… 37
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 37

## 告示

### 福岡県告示第592号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定に基づき、次のように地方卸売市場の廃止の許可をしたので、福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第46条第1号の規定により告示する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
地方卸売市場 糸島魚市場	糸島市加布里 1105番地の2	水産物部	福岡県漁業協同組合連合会 代表理事会長 佐藤 政俊	平成29年8月31日

### 福岡県告示第593号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日
地方卸売市場 糸島魚市場	糸島市加布里 1105番地の2	水産物部	糸島鮮魚販売株式会社 代表取締役 小金丸 泰	平成29年8月31日

#### 福岡県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	一般国道	443号	前	みやま市山川町重富121番先から みやま市山川町重富129番3先まで	9.0 ～ 11.0	135.3
			後	みやま市山川町重富121番先から みやま市山川町重富129番3先まで	9.0 ～ 11.6	135.3

#### 福岡県告示第595号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年4月福岡県告示第710号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

表クリーニング師試験の項中「保健医療介護部保健衛生課」を「保健医療介護部生活衛生課」に改める。

#### 福岡県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

#### 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	495号	古賀市花見東六丁目（福津市との境）から 糟屋郡新宮町美咲二丁目（福岡市との境）まで	福岡県土整備事務所
県道	福岡直方線	糟屋郡粕屋町大字江辻（福岡市との境）から 糟屋郡粕屋町大字江辻（福岡市との境）まで	福岡県土整備事務所
県道	福岡直方線	糟屋郡久山町大字久原（福岡市との境）から 糟屋郡久山町大字久原（宮若市との境）まで	福岡県土整備事務所
県道	福岡東環状線	糟屋郡粕屋町大字江辻（福岡市との境）から 糟屋郡志免町志免中央四丁目（片峰新橋交差点）まで	福岡県土整備事務所
県道	福岡東環状線	糟屋郡粕屋町大字仲原（扇橋交差点）から 糟屋郡志免町大字吉原（福岡市との境）まで	福岡県土整備事務所
県道	筑紫野古賀線	糟屋郡宇美町障子岳南五丁目（太宰府市との境）から 古賀市花見南一丁目（花見交差点）まで	福岡県土整備事務所
県道	飯塚大野城線	糟屋郡須恵町大字佐谷（飯塚市との境）から 糟屋郡宇美町宇美五丁目（宇美町役場交差点）まで	福岡県土整備事務所

県道	飯塚大野城線	糟屋郡宇美町大字宇美（三原交差点）から 糟屋郡宇美町大字炭焼（大野城市との境）まで	福岡県土整備事務所
県道	福岡太宰府線	糟屋郡粕屋町大字仲原（福岡市との境）から 糟屋郡宇美町宇美五丁目（宇美町役場交差点）まで	福岡県土整備事務所
県道	志免須恵線	糟屋郡志免町志免中央二丁目（鉄道公園前交差点）から 糟屋郡須恵町大字須恵（城山団地入口交差点）まで	福岡県土整備事務所
県道	志免須恵線	糟屋郡志免町志免中央二丁目（鉄道公園前交差点）から 糟屋郡須恵町大字須恵（須恵中央交差点）まで	福岡県土整備事務所
県道	湊下府線	糟屋郡新宮町大字湊（湊原添交差点）から 糟屋郡新宮町下府（下府交差点）まで	福岡県土整備事務所
県道	湊塩浜線	糟屋郡新宮町大字湊（湊原添交差点）から 糟屋郡新宮町大字湊（福岡市との境）まで	福岡県土整備事務所
県道	山田新宮線	糟屋郡新宮町三代（大森交差点）から 糟屋郡新宮町下府（下府交差点）まで	福岡県土整備事務所
県道	猪野篠栗線	糟屋郡篠栗町大字津波黒（篠栗北交差点）から 糟屋郡篠栗町大字篠栗（下町交差点）まで	福岡県土整備事務所
県道	別府比恵線	糟屋郡志免町別府北四丁目（五斗蔵交差点）から 糟屋郡志免町別府北四丁目（福岡市との境）まで	福岡県土整備事務所
県道	福岡篠栗線	糟屋郡粕屋町大字仲原（福岡市との境）から 糟屋郡篠栗町大字篠栗（国道201号との交差点）まで	福岡県土整備事務所
県道	雷山前原線	糸島市有田中央一丁目（有田中央交差点）から 糸島市前原中央二丁目（伊都文化会館前交差点）まで	福岡県土整備事務所前原支所
県道	前原富士線	糸島市前原（糸島農業高校入口交差点）から 糸島市川付（八反田交差点）まで	福岡県土整備事務所前原支所
県道	大野城二丈線	糸島市高祖（福岡市との境）から 糸島市二丈深江（二丈支所入口交差点）まで	福岡県土整備事務所前原支所
県道	福岡志摩前原線	糸島市新田（加布羅交差点）から 糸島市前原中央三丁目（西町交差点）まで	福岡県土整備事務所前原支所

県道	福岡志摩線	糸島市泊（福岡市との境）から 糸島市志摩津和崎（初交差点）まで	福岡県土整備事務所前原支所
県道	船越前原線	糸島市志摩御床（松原交差点）から 糸島市新田（加布羅交差点）まで	福岡県土整備事務所前原支所
県道	宮ノ浦前原線	糸島市新田（県道津和崎潤線との交差点）から 糸島市前原中央三丁目（前原郵便局前交差点）まで	福岡県土整備事務所前原支所
県道	津和崎潤線	糸島市志摩津和崎（出会い橋交差点）から 糸島市新田（県道宮ノ浦前原線との交差点）まで	福岡県土整備事務所前原支所
一般国道	264号	久留米市大石町（佐賀県との境）から 久留米市日吉町（六ツ門交差点）まで	久留米県土整備事務所
一般国道	322号	三井郡大刀洗町大字本郷（朝倉市との境）から 久留米市大手町（東町交差点）まで	久留米県土整備事務所
一般国道	385号	久留米市城島町上青木（大川市との境）から 久留米市城島町上青木（佐賀県との境）まで	久留米県土整備事務所
一般国道	500号	三井郡大刀洗町大字山隈（筑前町との境）から 三井郡大刀洗町大字山隈（筑前町との境）まで	久留米県土整備事務所
一般国道	500号	三井郡大刀洗町大字山隈（筑前町との境）から 小郡市小郡（佐賀県との境）まで	久留米県土整備事務所
県道	佐賀八女線	久留米市城島町城島（佐賀県との境）から 久留米市三潞町西牟田（筑後市との境）まで	久留米県土整備事務所
県道	久留米基山筑紫野線	久留米市中央町（市役所西交差点）から 久留米市小森野町（佐賀県との境）まで	久留米県土整備事務所
県道	久留米柳川線	久留米市本町（本町交差点）から 久留米市三潞町生岩（大木町との境）まで	久留米県土整備事務所
県道	甘木田主丸線	久留米市田主丸町恵利（朝倉市との境）から 久留米市田主丸町田主丸（栄町3交差点）まで	久留米県土整備事務所
県道	久留米停車場線	久留米市通東町（通東町交差点）から 久留米市城南町（J R久留米駅東口交差点）まで	久留米県土整備事務所
県道	久留米城島大川線	久留米市大石町（豆津橋東詰交差点）から 久留米市城島町西青木（大川市との境）まで	久留米県土整備事務所
県道	八女香春線	うきは市浮羽町妹川（八女市との境）から うきは市浮羽町朝田（中千足交差点）まで	久留米県土整備事務所

県道	八女香春線	うきは市浮羽町東隈上（東隈ノ上1交差点）から うきは市浮羽町古川（朝倉市との境）まで	久留米県土整備 事務所
県道	八女香春線	うきは市浮羽町妹川（八女市との境）から うきは市浮羽町妹川まで	久留米県土整備 事務所
県道	久留米筑紫 野線	久留米市御井簾崎一丁目（高速道入口交差点） から 小郡市乙隈（筑前町との境）まで	久留米県土整備 事務所
県道	久留米筑紫 野線	小郡市乙隈（四三島交差点）から 小郡市乙隈（筑前町との境）まで	久留米県土整備 事務所
県道	久留米筑紫 野線	久留米市山川野口町（国道210号との交差点） から 久留米市北野町中（国道322号との交差点）ま で	久留米県土整備 事務所
県道	田主丸黒木 線	久留米市田主丸町豊城（田主丸豊城交差点）か ら 久留米市田主丸町益生田（八女市との境）まで	久留米県土整備 事務所
県道	甘木朝倉田 主丸線	うきは市吉井町長栖（朝羽大橋交差点）から 久留米市田主丸町鷹取（桶ノ口交差点）まで	久留米県土整備 事務所
県道	大和城島線	久留米市城島町江上（大木町との境）から 久留米市城島町江上（大木町との境）まで	久留米県土整備 事務所
県道	大和城島線	久留米市城島町江上（大木町との境）から 久留米市城島町城島（城島新町交差点）まで	久留米県土整備 事務所
県道	三潞上陽線	久留米市三潞町玉満（新茶屋交差点）から 久留米市三潞町西牟田（筑後市との境）まで	久留米県土整備 事務所
県道	久留米筑後 線	久留米市御井簾崎一丁目（高速道入口交差点） から 久留米市上津町（国道3号との交差点）まで	久留米県土整備 事務所
県道	久留米筑後 線	久留米市上津町（二軒茶屋交差点）から 久留米市荒木町藤田（国道209号との交差点） まで	久留米県土整備 事務所
県道	久留米小郡 線	久留米市通町（通町10交差点）から 久留米市東櫛原町（東櫛原2交差点）まで	久留米県土整備 事務所
県道	久留米小郡 線	久留米市東櫛原町（中央公園北交差点）から 小郡市津古（津古三差路交差点）まで	久留米県土整備 事務所
県道	原田停車場 津古線	小郡市津古（筑紫野市との境）から 小郡市津古まで	久留米県土整備 事務所

県道	城島三潞線	久留米市城島町城島（城島新町交差点）から 久留米市城島町城島（城島中町交差点）まで	久留米県土整備 事務所
県道	藤山国分一 丁田線	久留米市高良内町（聴覚支援学校前交差点）か ら 久留米市諏訪野町（諏訪野町一丁田交差点）ま で	久留米県土整備 事務所
県道	一丁田久留 米停車場線	久留米市白山町（縄手交差点）から 久留米市中央町（JR久留米駅東口交差点）ま で	久留米県土整備 事務所
一般国道	389号	大牟田市有明町二丁目（有明町交差点）から 大牟田市三里町三丁目（熊本県との境）まで	南筑後県土整備 事務所
県道	南関大牟田 北線	大牟田市大字四ヶ（熊本県との境）から 大牟田市昭和開（大牟田北IC入口交差点） まで	南筑後県土整備 事務所
県道	大牟田川副 線	大牟田市大正町二丁目（大正町3交差点）から 大牟田市大字岬（金助橋）まで	南筑後県土整備 事務所
県道	大牟田高田 線	大牟田市岩本新町二丁目（岩本交差点）から 大牟田市大字宮崎（亀崎交差点）まで	南筑後県土整備 事務所
県道	倉永三池線	大牟田市大字倉永（西鉄渡瀬駅前交差点）から 大牟田市大字宮崎（亀崎交差点）まで	南筑後県土整備 事務所
県道	三池港線	大牟田市新港町（三池港IC入口交差点）から 大牟田市三里町二丁目（三里町交差点）まで	南筑後県土整備 事務所
一般国道	385号	柳川市三橋町柳河（蓮蒲池交差点）から 大川市大字下林（久留米市との境）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
一般国道	385号	柳川市東蒲池（東蒲池交差点）から 大川市大字下木佐木（木室小学校東交差点）ま で	南筑後県土整備 事務所柳川支所
一般国道	442号	大木町大字福土（筑後市との境）から 大川市大字酒見（中原交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
一般国道	443号	柳川市三橋町下百町（下百町交差点）から みやま市山川町北関（熊本県との境）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
一般国道	443号	みやま市山川町清水（国道443号との交差点） から みやま市山川町重富（国道443号との交差点） まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
一般国道	443号	柳川市大和町徳益（徳益IC交差点）から みやま市瀬高町小川（吉井交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所

県道	大牟田川副線	みやま市高田町黒崎開（大牟田市との境）から みやま市高田町徳島（徳島交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	鐘ヶ江酒見 間線	大川市大字三丸（兼木交差点）から 大川市大字三丸（大川東IC入口交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	橋本辻町線	柳川市城南町（城南町交差点）から 柳川市鍛冶屋町（鍛冶屋町交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	本町新田大 川線	柳川市本町（本町交差点）から 柳川市城南町（城南町交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	枝光今古賀 線	柳川市三橋町柳河（蓮蒲池交差点）から 柳川市鍛冶屋町（鍛冶屋町交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	枝光今古賀 線	柳川市本町（本町交差点）から 柳川市三橋町今古賀（柳川警察署前交差点）ま で	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	谷垣徳益線	柳川市大和町栄（大和南IC入口交差点）から 柳川市大和町徳益（徳益交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	久留米柳川 線	三潞郡大木町大字福土（久留米市との境）から 柳川市三橋町柳河（矢加部交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	久留米城島 大川線	大川市大字鐘ヶ江（久留米市との境）から 大川市大字向島（大川橋交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	大和城島線	柳川市大和町中島（国道208号との交差点）か ら 三潞郡大木町大字前牟田（久留米市との境）ま で	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	大和城島線	三潞郡大木町大字前牟田（久留米市との境）か ら 三潞郡大木町大字前牟田（久留米市との境）ま で	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	高田山川線	みやま市高田町今福（飯江川橋交差点）から みやま市山川町原町（国道443号との交差点） まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	八女瀬高線	みやま市瀬高町本郷（筑後市との境）から みやま市瀬高町本郷（筑後市との境）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	八女瀬高線	柳川市三橋町中山（筑後市との境）から みやま市瀬高町上庄（御茶屋前交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	高田柳川線	みやま市瀬高町太神（井手ノ上交差点）から 柳川市大和町豊原（塩塚交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所

県道	飯江長田線	みやま市山川町尾野（国道443号との交差点） から みやま市瀬高町本吉（県道本吉小川線との交差 点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	本吉小川線	みやま市瀬高町本吉（県道飯江長田線との交差 点）から みやま市瀬高町小川（吉井交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
県道	湯辺田瀬高 線	みやま市瀬高町廣瀬（八女市との境）から みやま市瀬高町長田（長田交差点）まで	南筑後県土整備 事務所柳川支所
一般国道	200号	直方市大字感田（上新縄手交差点）から 鞍手郡小竹町大字勝野（飯塚市との境）まで	直方県土整備事 務所
一般国道	200号	直方市湯の原二丁目（北九州市との境）から 直方市大字中泉（飯塚市との境）まで	直方県土整備事 務所
県道	福岡直方線	宮若市犬鳴（久山町との境）から 直方市大字山部（県道上新入直方線との交差 点）まで	直方県土整備事 務所
県道	福岡直方線	宮若市芹田（芹田大谷交差点）から 宮若市龍徳（かゆだ橋西交差点）まで	直方県土整備事 務所
県道	田川直方線	直方市大字中泉（福智町との境）から 直方市新町二丁目（勘六橋西交差点）まで	直方県土整備事 務所
県道	田川直方線	直方市大字上境（福智町との境）から 直方市大字頓野（頓野交差点）まで	直方県土整備事 務所
県道	直方行橋線	直方市大字頓野（西尾交差点）から 直方市大字頓野（国道200号との交差点）まで	直方県土整備事 務所
県道	飯塚福岡線	宮若市宮田（飯塚市との境）から 宮若市山口（福津市との境）まで	直方県土整備事 務所
県道	宮田遠賀線	宮若市宮田（宮田郵便局前交差点）から 鞍手郡鞍手町大字古門（遠賀町との境）まで	直方県土整備事 務所
県道	北九州小竹 線	鞍手郡小竹町大字勝野（飯塚市との境）から 鞍手郡小竹町大字勝野（小竹上町交差点）まで	直方県土整備事 務所
県道	直方水巻線	直方市大字頓野（日ノ出橋東交差点）から 直方市大字感田（北九州市との境）まで	直方県土整備事 務所
県道	宮田小竹線	宮若市宮田（太蔵橋交差点）から 宮若市宮田（脇野橋西交差点）まで	直方県土整備事 務所
県道	若宮玄海線	宮若市山口（山口交差点）から 宮若市山口（宗像市との境）まで	直方県土整備事 務所

県道	中間宮田線	鞍手郡鞍手町大字上木月（中間市との境）から鞍手郡鞍手町大字上木月（上木月交差点）まで	直方県土整備事務所
県道	新延中間線	鞍手郡鞍手町大字古門（県道宮田遠賀線との交差点）から鞍手郡鞍手町大字上木月（上木月交差点）まで	直方県土整備事務所
県道	筑前宮田停車場線	宮若市宮田（樋口橋北交差点）から宮若市宮田（太蔵橋交差点）まで	直方県土整備事務所
県道	南良津宮田線	宮若市宮田（樋口橋北交差点）から宮若市宮田（宮若市役所入口交差点）まで	直方県土整備事務所
県道	上新入直方線	直方市大字山部（県道福岡直方線との交差点）から直方市津田町（直方郵便局前交差点）まで	直方県土整備事務所
県道	豊前万田線	築上郡上毛町大字ハツ並（ハツ並交差点）から築上郡上毛町大字垂水（大分県との境）まで	京築県土整備事務所
県道	吉富本耶馬溪線	築上郡吉富町大字広津（広津交差点）から築上郡上毛町大字垂水（垂水交差点）まで	京築県土整備事務所
県道	吉富本耶馬溪線	築上郡上毛町大字垂水（市場橋交差点）から築上郡上毛町大字上唐原（水出交差点）まで	京築県土整備事務所
県道	犀川豊前線	豊前市大字千束（千束交差点）から豊前市大字八屋（東八幡交差点）まで	京築県土整備事務所
県道	野路土佐井線	築上郡上毛町大字東下（県道東下中津線との交差点）から築上郡上毛町大字土佐井（土佐井交差点）まで	京築県土整備事務所
県道	福土吉富線	築上郡上毛町大字土佐井（土佐井交差点）から築上郡上毛町大字垂水（垂水交差点）まで	京築県土整備事務所
県道	東下中津線	築上郡上毛町大字東下（県道野路土佐井線との交差点）から築上郡上毛町大字上唐原（水出交差点）まで	京築県土整備事務所
県道	中津豊前線	築上郡吉富町大字広津（大分県との境）から豊前市大字四郎丸（船入交差点）まで	京築県土整備事務所
県道	築城停車場線	築上郡築上町大字東築城（築城駅前交差点）から築上郡築上町大字東築城（県道寒田下別府線との交差点）まで	京築県土整備事務所
県道	黒平椎田線	築上郡築上町大字小原（椎田ICとの交差点）から築上郡築上町大字湊（小原入口交差点）まで	京築県土整備事務所

県道	小山田東八田線	築上郡築上町大字東築城（築城駅前交差点）から築上郡築上町大字東八田（東八田交差点）まで	京築県土整備事務所
県道	寒田下別府線	築上郡築上町大字安武（築城インター交差点）から築上郡築上町大字東築城（県道築城停車場線との交差点）まで	京築県土整備事務所
一般国道	496号	行橋市西宮市三丁目（西宮市三交差点）から京都郡みやこ町犀川帆柱（国道500号との交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
一般国道	496号	京都郡みやこ町犀川横瀬（国道496号との交差点）から京都郡みやこ町犀川下伊良原（国道496号との交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
一般国道	500号	京都郡みやこ町犀川帆柱（国道496号との交差点）から京都郡みやこ町犀川帆柱（添田町との境）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	門司行橋線	京都郡荏田町大字荏田（北九州市との境）から京都郡荏田町大字二崎（小波瀬橋交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	直方行橋線	行橋市大字内ノ蔵（北九州市との境）から行橋市大字吉国（行橋IC北交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	直方行橋線	行橋市行事一丁目（行事交差点）から行橋市大字辻垣（辻垣交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	行橋添田線	行橋市門樋町（今川交差点）から京都郡みやこ町犀川崎山（赤村との境）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	荏田港線	京都郡荏田町京町一丁目（荏田港入口荏田町京町交差点）から京都郡荏田町磯浜町一丁目（荏田港本港入口交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	椎田勝山線	京都郡みやこ町国作（八景山交差点）から京都郡みやこ町勝山大久保（国道201号との交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	荏田採銅所線	京都郡荏田町神田町一丁目（荏田駅前交差点）から京都郡荏田町大字馬場（馬場交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	犀川豊津線	京都郡みやこ町犀川本庄（県道木井馬場犀川停車場線、県道田川犀川線との交差点）から京都郡みやこ町豊津（国道496号との交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所

県道	田川犀川線	京都郡みやこ町犀川大村（県道行橋添田線との交差点）から 京都郡みやこ町犀川本庄（県道犀川豊津線、県道木井馬場犀川停車場線との交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	苅田停車場線	京都郡苅田町神田町一丁目（苅田駅交差点）から 京都郡苅田町神田町一丁目（苅田駅入口神田町一交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	木井馬場犀川停車場線	京都郡みやこ町犀川木井馬場（国道496号との交差点）から 京都郡みやこ町犀川本庄（県道犀川豊津線、県道田川犀川線との交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	大久保犀川線	京都郡みやこ町勝山大久保（県道椎田勝山線との交差点）から 京都郡みやこ町犀川古川（古川交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	大久保犀川線	京都郡みやこ町勝山大久保（大久保犀川線との交差点）から 京都郡みやこ町勝山大久保（大久保犀川線との交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	新北九州空港線	京都郡苅田町空港南町（北九州市との境）から 京都郡苅田町大字雨窪（苅田北九州空港IC降り口）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	杵尾大橋線	行橋市大字金屋（金屋交差点）から 行橋市大橋一丁目（川越交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	須磨園南原曾根線	京都郡苅田町大字上片島（天神橋交差点）から 京都郡苅田町大字馬場（馬場交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	山口行橋線	京都郡苅田町大字上片島（天神橋交差点）から 行橋市大字草野（行事八交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
県道	山口行橋線	京都郡苅田町大字下片島（須磨園南原曾根線との交差点）から 行橋市大字草野（草野交差点）まで	京築県土整備事務所行橋支所
一般国道	200号	朝倉郡筑前町二（山家道交差点）から 朝倉郡筑前町朝日（朝日東交差点）まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	200号	朝倉郡筑前町中牟田（筑紫野市との境）から 朝倉郡筑前町中牟田（筑紫野市との境）まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	211号	朝倉郡東峰村大字福井（大分県との境）から 朝倉郡東峰村大字小石原（嘉麻市との境）まで	朝倉県土整備事務所

一般国道	322号	朝倉市秋月野鳥（嘉麻市との境）から 朝倉市下浦（大刀洗町との境）まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	386号	朝倉市杷木穂坂（大分県との境）から 朝倉郡筑前町朝日（朝日東交差点）まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	500号	朝倉郡東峰村大字小石原（添田町との境）から 朝倉市長谷山（長谷山交差点）まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	500号	朝倉市馬田（東田交差点）から 朝倉郡筑前町山隈（大刀洗町との境）まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	500号	朝倉郡筑前町山隈（大刀洗町との境）から 朝倉郡筑前町山隈（大刀洗町との境）まで	朝倉県土整備事務所
県道	馬田頓田線	朝倉市馬田（東田交差点）から 朝倉市頓田（古賀茶屋交差点）まで	朝倉県土整備事務所
県道	甘木田主丸線	朝倉市一木（一ツ木交差点）から 朝倉市中（久留米市との境）まで	朝倉県土整備事務所
県道	八女香春線	朝倉市杷木池田（うきは市との境）から 朝倉市杷木池田（杷木交差点）まで	朝倉県土整備事務所
県道	八女香春線	朝倉市杷木池田（池田交差点）から 朝倉市杷木赤谷（塔の元交差点）まで	朝倉県土整備事務所
県道	八女香春線	朝倉郡東峰村大字宝珠山（宝珠山交差点）から 朝倉郡東峰村大字宝珠山（添田町との境）まで	朝倉県土整備事務所
県道	久留米筑紫野線	朝倉郡筑前町四三嶋（小郡市との境）から 朝倉郡筑前町四三嶋（四三嶋交差点）まで	朝倉県土整備事務所
県道	久留米筑紫野線	朝倉郡筑前町四三嶋（小郡市との境）から 朝倉郡筑前町朝日（筑紫野市との境）まで	朝倉県土整備事務所
県道	甘木朝倉田主丸線	朝倉市宮野（比良松交差点）から 朝倉市田中（うきは市との境）まで	朝倉県土整備事務所
県道	福岡日田線	朝倉郡筑前町二（筑紫野市との境）から 朝倉郡筑前町二（山家道交差点）まで	朝倉県土整備事務所
県道	福岡日田線	朝倉郡筑前町久光（久光橋交差点）から 朝倉市堤（古賀茶屋交差点）まで	朝倉県土整備事務所
一般国道	442号	八女市矢部村北矢部（大分県との境）から 筑後市大字江口（大木町との境）まで	八女県土整備事務所
県道	佐賀八女線	筑後市大字西牟田（久留米市との境）から 筑後市大字熊野（上原々向山交差点）まで	八女県土整備事務所

県道	八女香春線	八女市山内（上山内交差点）から 八女市星野村（うきは市との境）まで	八女県土整備事務所
県道	八女香春線	八女市星野村（トンネル入口）から 八女市星野村（うきは市との境）まで	八女県土整備事務所
県道	浮羽石川内線	八女市星野村（八女市役所星野支所前交差点）から 八女市矢部村北矢部（国道442号との交差点）まで	八女県土整備事務所
県道	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山（久留米市との境）から 八女市黒木町黒木（黒木警部交番入口交差点）まで	八女県土整備事務所
県道	三潞上陽線	筑後市大字西牟田（久留米市との境）から 八女市上陽町北川内（大瀬交差点）まで	八女県土整備事務所
県道	三潞上陽線	八女郡広川町大字新代（広川IC入口）から 八女郡広川町大字日吉（工業団地入口交差点）まで	八女県土整備事務所
県道	八女瀬高線	八女市納楚（納楚交差点）から 筑後市大字長浜（八女IC入口交差点）まで	八女県土整備事務所
県道	八女瀬高線	筑後市大字尾島（船小屋交差点）から 筑後市大字津島（みやま市との境）まで	八女県土整備事務所
県道	八女瀬高線	筑後市大字下妻（みやま市との境）から 筑後市大字下妻（柳川市との境）まで	八女県土整備事務所
県道	湯辺田瀬高線	八女市黒木町湯辺田（国道442号との交差点）から 八女市立花町谷川（働く婦人の家交差点）まで	八女県土整備事務所
県道	湯辺田瀬高線	八女市立花町山崎（国道3号との交差点）から 八女市立花町北山（みやま市との境）まで	八女県土整備事務所
県道	白木上辺春線	八女市立花町白木（合ノ原橋交差点）から 八女市立花町上辺春（長瀬三ツ角交差点）まで	八女県土整備事務所
県道	湯辺田八女線	八女市納楚（納楚東交差点）から 八女市納楚（納楚交差点）まで	八女県土整備事務所
県道	柳瀬筑後線	筑後市大字長浜（八女IC入口交差点）から 筑後市大字山ノ井（山ノ井交差点）まで	八女県土整備事務所
県道	筑後城島線	筑後市大字山ノ井（山ノ井交差点）から 筑後市大字富久（富久交差点）まで	八女県土整備事務所

一般国道	495号	遠賀郡芦屋町山鹿（県道水巻芦屋線との交差点）から 遠賀郡岡垣町大字内浦（宗像市との境）まで	北九州県土整備事務所
県道	北九州芦屋線	遠賀郡水巻町猪熊十丁目（北九州市との境）から 遠賀郡芦屋町大字芦屋（芦屋浜口南交差点）まで	北九州県土整備事務所
県道	中間引野線	中間市中間一丁目（中間市役所前交差点）から 中間市蓮花寺二丁目（北九州市との境）まで	北九州県土整備事務所
県道	宮田遠賀線	遠賀郡遠賀町大字虫生津（鞍手町との境）から 遠賀郡遠賀町大字今古賀（遠賀町役場前交差点）まで	北九州県土整備事務所
県道	直方水巻線	中間市土手ノ内一丁目（北九州市との境）から 遠賀郡水巻町猪熊八丁目（御牧大橋東交差点）まで	北九州県土整備事務所
県道	中間宮田線	中間市中間一丁目（中間市役所前交差点）から 中間市大字上底井野（鞍手町との境）まで	北九州県土整備事務所
県道	水巻芦屋線	遠賀郡水巻町頃末北四丁目（県道中間水巻線との交差点）から 遠賀郡芦屋町山鹿（国道495号との交差点）まで	北九州県土整備事務所
県道	中間水巻線	中間市中間一丁目（新手下交差点）から 遠賀郡水巻町頃末北四丁目（県道水巻芦屋線との交差点）まで	北九州県土整備事務所
県道	浜口遠賀線	遠賀郡芦屋町大字芦屋（芦屋浜口南交差点）から 遠賀郡遠賀町大字今古賀（遠賀町役場前交差点）まで	北九州県土整備事務所
県道	原海老津線	遠賀郡岡垣町大字内浦（芹田交差点）から 遠賀郡岡垣町東高倉一丁目（国道3号との交差点）まで	北九州県土整備事務所
一般国道	495号	宗像市池田（岡垣町との境）から 福津市花見の里二丁目（古賀市との境）まで	北九州県土整備事務所宗像支所
県道	飯塚福岡線	福津市本木（宮若市との境）から 福津市中央六丁目（JR福岡駅西口交差点）まで	北九州県土整備事務所宗像支所
県道	宗像玄海線	宗像市石丸三丁目（国道3号との交差点）から 宗像市牟田尻（神湊交差点）まで	北九州県土整備事務所宗像支所



県道	若宮玄海線	宗像市朝町（宮若市との境）から 宗像市徳重（徳重交差点）まで	北九州県土整備 事務所宗像支所
県道	宗像篠栗線	宗像市東郷五丁目（宗像警察署入口交差点）か ら 宗像市光岡（光岡交差点）まで	北九州県土整備 事務所宗像支所
県道	福岡宗像玄 海線	福津市西福岡二丁目（旭橋交差点）から 宗像市東郷四丁目（東郷橋西交差点）まで	北九州県土整備 事務所宗像支所
県道	玄海田島福 間線	福津市津屋崎六丁目（宮ノ元交差点）から 福津市中央三丁目（大和町交差点）まで	北九州県土整備 事務所宗像支所
一般国道	322号	田川郡香春町大字採銅所（北九州市との境）か ら 田川市大字猪国（嘉麻市との境）まで	田川県土整備事 務所
一般国道	322号	田川郡大任町大字今任原（下今任南交差点）か ら 田川市大字猪国（国道322号との交差点）まで	田川県土整備事 務所
一般国道	500号	田川郡添田町大字津野（みやこ町との境）から 田川郡添田町大字落合（東峰村との境）まで	田川県土整備事 務所
県道	田川直方線	田川市大字楠（バイパス入口交差点）から 田川郡福智町上野（直方市との境）まで	田川県土整備事 務所
県道	田川直方線	田川市大字伊田（東大橋交差点）から 田川郡福智町市場（直方市との境）まで	田川県土整備事 務所
県道	行橋添田線	田川郡赤村大字赤（みやこ町との境）から 田川郡添田町大字添田（添田郵便局前交差点） まで	田川県土整備事 務所
県道	北九州小竹 線	田川郡福智町赤池（赤池交差点）から 田川郡福智町赤池（飯塚市との境）まで	田川県土整備事 務所
県道	八女香春線	田川郡香春町大字高野（香春交差点）から 田川郡大任町大字大行事（柿原交差点）まで	田川県土整備事 務所
県道	八女香春線	田川郡添田町大字添田（添田郵便局前交差点） から 田川郡添田町大字落合（東峰村との境）まで	田川県土整備事 務所
県道	添田赤池線	田川郡添田町大字添田（添田郵便局前交差点） から 田川郡川崎町大字田原（田原交差点）まで	田川県土整備事 務所
県道	香春糸田線	田川郡糸田町（県道位登糸田線との交差点）か ら 田川郡糸田町（糸田口交差点）まで	田川県土整備事 務所

県道	方城金田線	田川郡福智町弁城（風呂ヶ谷交差点）から 田川郡福智町金田（金田町交差点）まで	田川県土整備事 務所
県道	位登糸田線	田川市大字川宮（川宮交差点）から 田川郡糸田町（県道香春糸田線との交差点）ま で	田川県土整備事 務所
一般国道	200号	飯塚市勢田（直方市との境）から 飯塚市桑曲（筑紫野市との境）まで	飯塚県土整備事 務所
一般国道	200号	飯塚市目尾（小竹町との境）から 飯塚市片島二丁目（水江交差点）まで	飯塚県土整備事 務所
一般国道	211号	嘉麻市桑野（東峰村との境）から 飯塚市片島二丁目（水江交差点）まで	飯塚県土整備事 務所
一般国道	322号	嘉麻市泉河内（朝倉市との境）から 嘉麻市上山田（田川市との境）まで	飯塚県土整備事 務所
県道	飯塚福岡線	飯塚市幸袋（国道200号との交差点）から 飯塚市庄司（宮若市との境）まで	飯塚県土整備事 務所
県道	飯塚大野城 線	飯塚市弁分（弁分交差点）から 飯塚市内住（須恵町との境）まで	飯塚県土整備事 務所
県道	北九州小竹 線	飯塚市鹿毛馬（福智町との境）から 飯塚市口原（小竹町との境）まで	飯塚県土整備事 務所
県道	桂川下秋月 線	嘉穂郡桂川町大字寿命（寿命交差点）から 嘉穂郡桂川町大字土師（県道穂波嘉穂線との交 差点）まで	飯塚県土整備事 務所
県道	穂波嘉穂線	飯塚市大字高田（県道飯塚大野城線との交差 点）から 嘉麻市大隈町（大隈交差点）まで	飯塚県土整備事 務所
県道	飯塚山田線	嘉麻市鴨生（下鴨生交差点）から 嘉麻市平（県道口ノ原稲築線との交差点）まで	飯塚県土整備事 務所
県道	千手稲築線	嘉麻市飯田（飯田交差点）から 嘉麻市岩崎（国道211号との交差点）まで	飯塚県土整備事 務所
県道	口ノ原稲築 線	飯塚市口原（石丸団地交差点）から 嘉麻市岩崎（稲築郵便局前交差点）まで	飯塚県土整備事 務所
一般国道	200号	筑紫野市大字山家（飯塚市との境）から 筑紫野市大字山家（筑前町との境）まで	那珂県土整備事 務所
一般国道	200号	筑紫野市大字下見（筑前町との境）から 筑紫野市美しが丘北三丁目（原田交差点）まで	那珂県土整備事 務所

一般国道	385号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山（佐賀県との境）から筑紫郡那珂川町片縄北四丁目（福岡市との境）まで	那珂県土整備事務所
県道	筑紫野インター線	筑紫野市大字古賀（筑紫野インター）から筑紫野市二日市中央三丁目（市役所入口交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	久留米基山筑紫野線	筑紫野市大字原田（佐賀県との境）から筑紫野市武蔵五丁目（武蔵交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	福岡筑紫野線	春日市須玖北一丁目（福岡市との境）から筑紫野市武蔵三丁目（二日市温泉入口交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	福岡筑紫野線	筑紫野市武蔵五丁目（武蔵交差点）から筑紫野市針摺中央二丁目（針摺交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	筑紫野古賀線	筑紫野市大字永岡（永岡交差点）から太宰府市大字北谷（宇美町との境）まで	那珂県土整備事務所
県道	筑紫野古賀線	筑紫野市二日市中央四丁目（六反交差点）から太宰府市御笠五丁目（筑紫野古賀線との交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	大野城二丈線	大野城市山田二丁目（山田四丁目交差点）から大野城市雑餉隈町二丁目（福岡市との境）まで	那珂県土整備事務所
県道	大野城二丈線	春日市大和町五丁目（福岡市との境）から春日市須玖北七丁目（福岡市との境）まで	那珂県土整備事務所
県道	久留米筑紫野線	筑紫野市大字下見（筑前町との境）から筑紫野市大字永岡（永岡交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	福岡早良大野城線	筑紫郡那珂川町大字西畑（福岡市との境）から筑紫郡那珂川町大字山田（那珂川町山田交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	福岡早良大野城線	筑紫郡那珂川町片縄三丁目（道善交差点）から春日市大和町一丁目（新和陸橋交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	福岡早良大野城線	大野城市山田二丁目（春町東交差点）から大野城市御笠川一丁目（御笠川四丁目北交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	飯塚大野城線	大野城市乙金東四丁目（宇美町との境）から大野城市御笠川一丁目（御笠川四丁目北交差点）まで	那珂県土整備事務所

県道	飯塚大野城線	大野城市乙金東三丁目（飯塚大野城線との交差点）から大野城市山田二丁目（山田四丁目交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	筑紫野太宰府線	太宰府市五条一丁目（五条交差点）から太宰府市観世音寺二丁目（関屋交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	福岡日田線	大野城市仲畑四丁目（東雲町交差点）から筑紫野市大字天山（筑前町との境）まで	那珂県土整備事務所
県道	那珂川大野城線	春日市春日四丁目（春日五丁目交差点）から大野城市瓦田三丁目（白木原五丁目交差点）まで	那珂県土整備事務所
県道	後野福岡線	筑紫郡那珂川町後野二丁目（現人橋交差点）から筑紫郡那珂川町片縄西五丁目（福岡市との境）まで	那珂県土整備事務所
県道	原田停車場津古線	筑紫野市原田六丁目（原田本町西交差点）から筑紫野市美しが丘北四丁目（小郡市との境）まで	那珂県土整備事務所

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

平成29年10月1日

**福岡県告示第597号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	一般国 道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字市ノ 瀬1230番1先から 筑紫郡那珂川町大字市ノ 瀬1134番4先まで	11.6 ～ 29.7	390.0
			後	筑紫郡那珂川町大字市ノ 瀬1230番1先から 筑紫郡那珂川町大字市ノ 瀬1134番4先まで	10.3 ～ 24.7	

## 福岡県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年9月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬1230番1先から 筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬1134番4先まで

## 公 告

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ゆめモール柳川
  - 所在地 柳川市柳川駅東部土地区画整理事業区域内37街区4画地
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 イオンモール直方
  - 所在地 直方市湯野原二丁目1番1号
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ゆめマート福津
- (2) 所在地 福津市中央六丁目17

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア) 左折入庫を原則としているため、Cゾーンからの入庫経路につき大和町交差点を通るルートとしているが、鞍手踏切を通るルートであり合理的ではない。また、Cゾーンの世帯数は平成22年国勢調査後に大幅に増加しており、方向別構成比も増加することが予想される。Cゾーンについては、退店ルートでの来店が現実的であり、道路管理者と協議の上、右折入庫(右折レーンの設置)を検討すべきと考える。

イ) 大規模小売店舗届出書のP9(4)経路の設定④バス・タクシー等の駐車場の設置の有無で、「無」とあるが、高齢者のタクシー利用に対応するために、敷地内にタクシーの駐車場の設置を検討すべきと考える。また、市営コミュニティバスの路線見直し時に、敷地内バス停設置について、協議をすること。

ウ) 福津市開発指導要綱に基づき、道路開発、排水施設の協議を行うこと。

エ) 県道飯塚福岡線及び都市計画道路福岡駅松原線については、県管理・県事業執行中であるため交通解析・乗入れ等に関する協議が必要である。

オ) 市道松原・花見線について、既設乗入れ部改良の場合は、協議が必要である。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア) 都市計画法及び建築基準法を遵守の上、福津市開発市道要綱に基づく事前協議により、街並みづくり等へ配慮すること。

イ) 福津市景観計画に係る届出(事前協議書、行為の届出書、行為完了届出書)を提出のこと。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

生徒実習用パソコン等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由がある場合を除く。)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年10月10日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を期限までに提出して承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

生徒実習用パソコン等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成30年3月1日から平成35年9月30日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年10月31日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成29年10月20日（金曜日）午後3時00分まで

に提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
  - (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者
- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）  
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）  
FAX番号 092-643-3884
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
平成29年9月15日（金曜日）から平成29年10月12日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
  - (2) 提出期限  
平成29年10月31日（火曜日）午前11時00分
  - (3) 提出方法  
持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム

(3) 日時

平成29年10月31日（火曜日）午前11時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
Leasing and maintenance of computer systems and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender :  
11:00 AM on October 31, 2017
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,  
Fukuoka Prefectural Office  
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan  
TEL 092-643-3880

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区大字浅川	平成29年7月28日から 平成29年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条



において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市大字若江、大字筑紫の各一部	平成29年8月25日から 平成30年3月24日まで

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字小石本村町	平成29年8月17日から 平成30年2月28日まで

### 公告

第40期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体
  - (1) 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
  - (2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。
- 2 被推薦者の資格  
労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 提出書類
  - (1) 労働組合の場合
    - ア 推薦書 2部
    - イ 労働者委員候補者調書 2部
    - ウ 労働組合資格証明書 2部
    - エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部
  - (2) 使用者団体の場合
    - ア 推薦書 2部
    - イ 使用者委員候補者調書 2部
    - ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
    - エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部
- 4 推薦期間
  - (1) 平成29年9月15日（金）から同年10月17日（火）まで
  - (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。
- 5 推薦書類の提出先  
福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字広川字大平1043番1、字久々尻1045番19から1045番22まで、1045番25、1045番26、1058番12、1058番13、字大塚1086番2、1086番3及び1086番9並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市東合川新町4番40号  
江溯設備株式会社  
代表取締役 江溯 昇

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字西牟田字天堤6380番13及び6380番51から6380番53まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代2170番地1  
株式会社三和

代表取締役 樋口 昭利

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成28年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

## 平成28年度福岡県情報公開条例の運用状況

### I 公文書の開示

#### 1 公文書の開示請求と決定の状況

平成28年度における公文書の開示請求の件数は1,700件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下、取下げ及び処理中の件数107件を除いた1,593件です（表1）。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件数	決定の状況				取下げ	処理中
	開示	部分開示	非開示			
			不存在	却下		
1,700	978	552	63	54	104	2

2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事1, 400件、公社89件、警察本部長79件、教育委員会63件、選挙管理委員会38件等となっています(表2)。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求件数	決定の状況				取下げ	処理中
		開示	部分開示	非開示	却下 不存在		
総務部・秘書室	68	31	16	5	5	16	
企画・地域振興部	28	15	9	2	2	2	
人づくり・県民生活部	67	11	50	2	2	4	
保健医療介護部	311	186	96	6	5	22	1
福祉労働部	73	31	23	7	4	12	
環境部	94	34	54	1	1	4	1
商工部	35	20	15				
農林水産部	182	118	58	2	1	4	
県土整備部	390	314	53	11	10	12	
建築都市部	152	60	77	6	6	9	
会計管理局							
小計	1,400	820	451	42	36	85	2
議会	8	2	5			1	
公営企業の管理者	9	8				1	
教育委員会	63	27	23	5	5	8	
選挙管理委員会	38	15	21			2	
人事委員会	6	2	3	1	1		
監査委員	1	1					
公安委員会							
警察本部長	79	29	38	9	7	2	
労働委員会	1			1	1		
収用委員会	2			1	1	1	
海区漁業調整委員会	1			1	1		
内水面漁場管理委員会	1			1	1		
地方独立行政法人	2	2					
公社	89	72	11	2	1	4	
合計	1,700	978	552	63	54	104	2
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(57.5%)	(32.5%)	(3.7%)	(3.2%)	(6.1%)	(0.1%)

### 3 非開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成28年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

**表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）**

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号	件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報	1	1
第2号 事業情報	2	2
第3号 行政内部情報		
第4号 国等関係情報		
第5号 行政運営情報		
第6号 捜査情報		
第7号 法令秘書情報		
第8号 議員個人・会派情報		
計	3	0
		3

**表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）**

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号	件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報	337	5
第2号 事業情報	348	2
第3号 審議・検討等情報	7	2
第4号 行政運営情報	83	1
第5号 任意提供情報	1	
第6号 捜査等情報	21	
第7号 法令秘書情報	2	
第8号 議員個人・会派情報	7	
計	806	10
		816

注1 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

#### 4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

**表4 主な開示請求の内容**

請求内容	件数	実施機関
工事等に関する金入り設計書	259	知事（県土整備部等）、公社、公営企業の管理者、警察本部長
医療法人の決算書	202	知事（保健医療介護部）
工事成績評定通知書	175	知事（県土整備部等）、公社、警察本部長、公営企業の管理者
産業廃棄物処理に関する文書	108	知事（環境部等）
公益法人の決算書	82	知事（保健医療介護部等）、警察本部長、教育委員会

#### 5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

**表5 公文書の開示請求者別内訳**

開示請求者の区分	件数
県の区域内に住所を有する個人	475
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	971
県の区域外に住所を有する個人	90
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	164
合計	1,700

## 6 審査請求の状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。  
平成28年度は、審査請求が7件ありました（表6）。

表6 審査請求の状況

審査請求 案件	諮問 実施 機関	審査請求 年月日	情報公開審査会		実施機関の 裁決又は決定	
			諮問 年月日	答申 年月日	年月日	内容
県立高等学校エレクトロニクス棟の降機設置の要請に関する部分の決定に対する審査請求	知事	28. 8. 2	—	—	28.11.18	却下
職業訓練指導員試験方法（指導演例）の試験問題・解答の部分に対する審査請求	知事	28.10.25	—	—	28.11.26	取下
援助の要請に係る審査請求に当たって警察官の職務に要する費用の非課税に関する審査請求	安 公 委 員 会	28.12. 2	29. 1.26	29. 6.26	—	—
警察職員の援助要求に係る部分の審査請求	安 公 委 員 会	28.12. 2	29. 1.26	29. 6.26	—	—
審査請求の取下手続に係る部分の審査請求	知事	29. 2. 6	29. 3.28	29. 6.26	29. 8.22	棄却
産業廃棄物監視指導マニュアルの非課税に関する部分の審査請求	知事	29. 3.13	—	—	—	—
社会福祉法人に関する部分の決定に対する審査請求	知事	29. 3.24	—	—	29. 6.16	取下

## 7 苦情申出の状況

平成28年度は、苦情申出はありませんでした。

**8 出資法人の情報公開の状況**

情報公開条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は次のとおりとなります（表7）。

なお、平成28年度は、出資法人が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

**表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況**

開示申出 の 件 数	決 定 の 状 況				
	開示	部分開示	非開示		取下げ
			非開示	取下	
23	3	13	7	5	0

**9 指定管理者の情報公開の状況**

情報公開条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開制度に基づく開示申出はありませんでした。



## II 情報提供

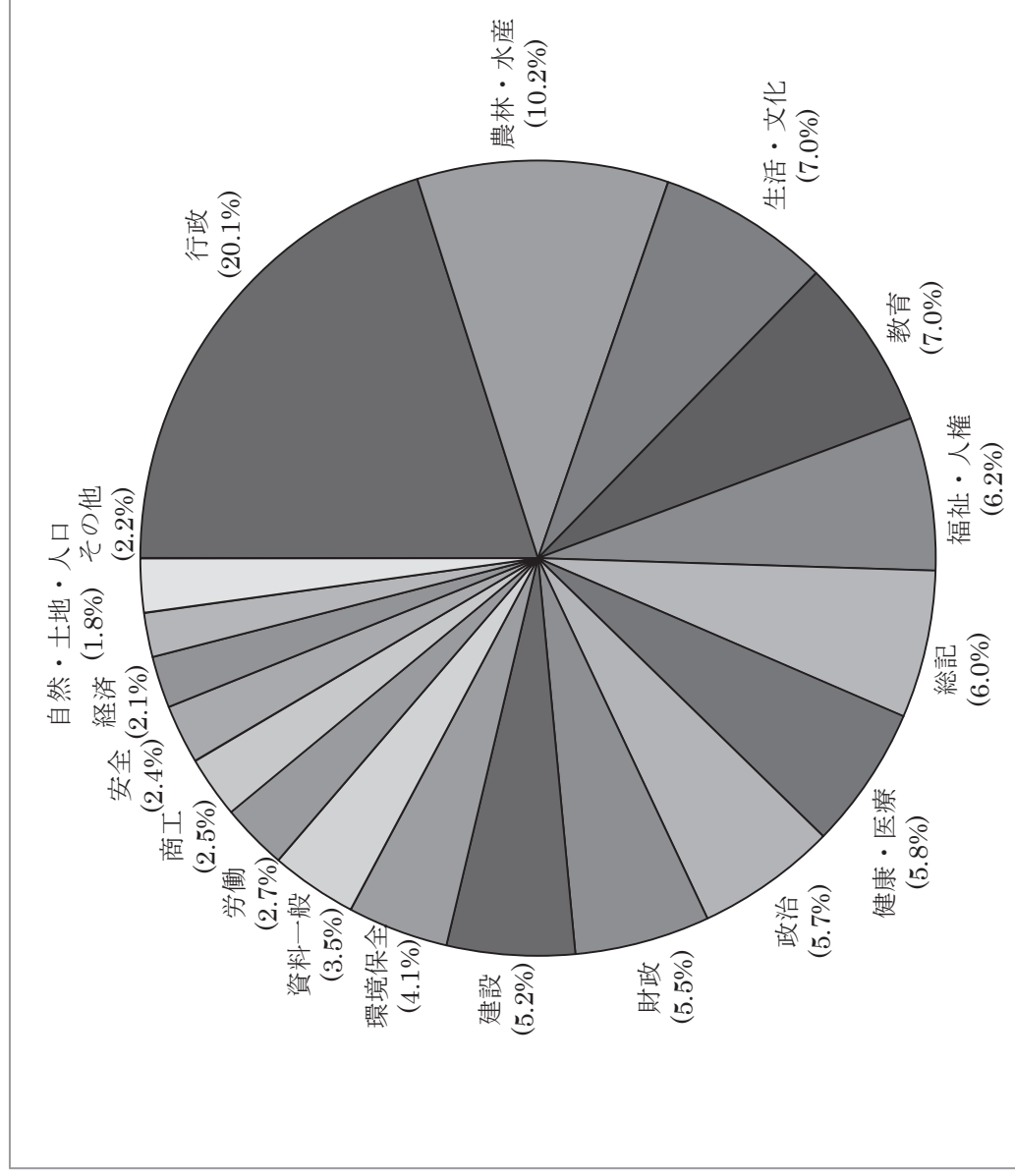
### 1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを行っています（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成29年3月31日現在）

名称	件数	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
県民情報センター	8,175	1,583	1,583	1,583	1,583	6,332
						14,507

図1 配架資料の分野別構成比



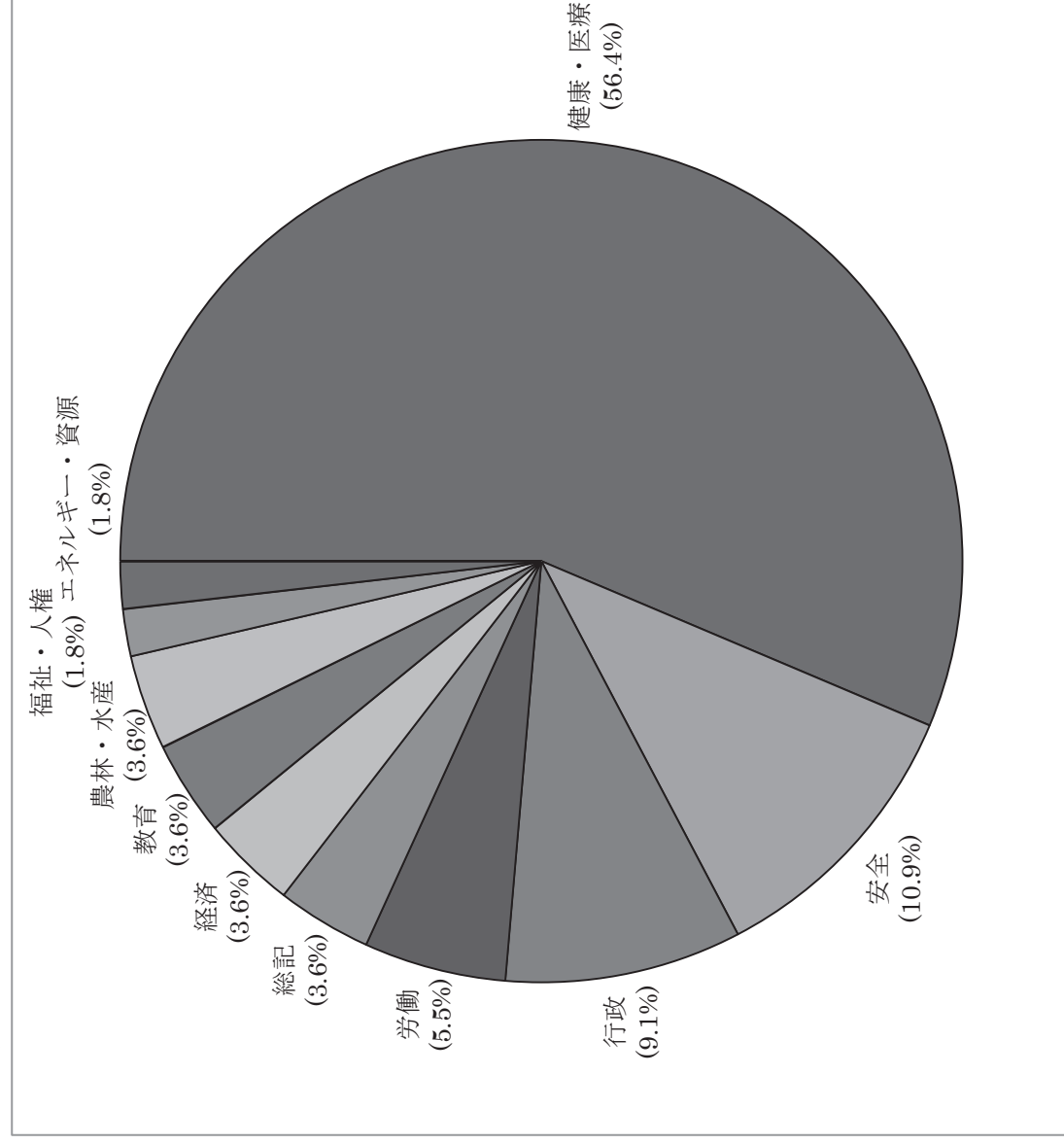
注 「その他」は、エネルギー・資源、運輸・通信、余暇・スポーツに関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	12,738	51,916	50
北九州	249	3,049	0
筑後	4,214	8,078	0
筑豊	2,359	8,955	3
京築	2,636	4,066	2
計	22,196	76,064	55

図2 貸出状況の分野別構成比



注 平成28年度は、自然・土地・人口、政治、財政、生活・文化、余暇・スポーツ、環境保全、運輸・通信・商工・建設、資料一般に関する資料の貸出は、ありませんでした。

**3 行政資料の有償頒布制度**

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「福岡県職員録（平成28年度）」等19種類の行政資料を2,636部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成28年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

### 平成28年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

#### 1 自己情報の開示請求の状況

##### (1) 文書による開示請求と決定の状況

平成28年度の文書による自己情報の開示請求の件数は485件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数8件を除いた477件です（表1-1）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件数	決 定 の 状 況				取下げ
	開示	部分開示	不開示	却下	
485	76	393	8	7	5

## (2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長372件、知事67件等となっています  
(表1-2)。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求 件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分 開示	不開示		
				不存在	却下	
知	4	1		2	1	1
総務部・秘書室						
企画・地域振興部						
人づくり・県民生活部						
保健医療介護部	20	13	4	3	3	
福祉労働部	27	9	13	1	1	2
環境部	3		3			
商工部						
農林水産部						
県土整備部	9	9				
建築都市部	4	1	1	1	1	1
会計管理局						
小計	67	33	21	7	6	2
議						4
会						
公営企業の管理者						
教育委員会	11	5	5			1
選挙管理委員会						
人事委員会	9	9				
監査委員						
公安委員会						
警察本部長	372	3	367	1	1	1
労働委員会						
収用委員会						
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
地方独立行政法人	26	26				
合計	485	76	393	8	7	3
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(15.7%)	(81.0%)	(1.7%)	(1.4%)	(0.6%)
						5
						(1.0%)

**(3) 不開示事由適用件数**

不開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に不開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に不開示することとなります。なお、平成28年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

**表1-3 不開示事由の事由別適用件数**

条例第14条第1項各号		適用件数	
		部分開示	不開示
第1号	不開示請求者以外の個人に関する情報	360	360
第2号	事業情報	7	7
第3号	審議・検討等情報	1	1
第4号	行政運営情報	118	118
第5号	評価判断情報	11	11
第6号	警察職員情報	365	365
第7号	捜査等情報	45	46
第8号	法令秘情報		
第9号	未成年者等情報		
第10号	会派情報		
計		907	908

注1 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

**(4) 主な不開示請求の内容**

主な不開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

**表1-4 主な不開示請求の内容**

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードに記載された自己情報	220	警察本部長
警察が作成した職務日誌に記載された自己情報	80	警察本部長
一般選抜入学試験成績に係る自己情報	26	地方独立行政法人
警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報	25	警察本部長
警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報	19	警察本部長

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成28年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、9,922件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができらるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成28年度は、知事が20、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が1

5、地方独立行政法人が18、合計65の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知事	福岡県職員（労務職員を除く）採用選考試験	21	合格発表日の翌日から1か月間
	クリーニング師試験	2	
	製菓衛生師試験	2	
	福岡県ふぐ処理師試験	2	
	福岡県准看護師試験	3	合格発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	3	
	登録販売者試験	25	
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	7	
	技能検定試験	2	合格発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	6	
事	福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験	70	
	福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	4	合格発表の日から1か月間
	狩猟免許試験	8	
	家畜人工授精講習会修業試験	3	
	小計	158	



実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
教育委員会	福岡県立高等学校入学選抜	7,522	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	119	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間
	小計	7,641	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	637	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	69	
	福岡県職員採用選考試験（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	5	
	小計	711	
警察本部長	福岡県警察官A（男性）採用試験	171	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	156	。ただし、第1次試験合格者については、最終合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（早期採用男性）採用試験	28	
	福岡県警察官A（女性）採用試験	63	
	福岡県警察官B（女性）採用試験	39	
	福岡県警察官C採用試験	4	
	猟銃等講習考査	172	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	131	
	機械警備業務管理者講習修了考査	17	
	警備員等検定学科試験	99	
	警備員等検定実技試験	48	
駐車監視員資格者講習修了考査	9		
小計	937		

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
地方独立行政法人	九州歯科大学入学選抜試験	5	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	26	
	九州歯科大学大学院入学選抜試験	140	合格発表の日から1か月間
	福岡女子大学学部入学選抜試験(一般入試)	95	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学学部入学選抜試験(一般入試以外)	23	
	福岡県立大学入学選抜試験	134	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	45	
	福岡県立大学私費外国人留学生特別選抜試験	2	
	福岡県立大学大学院入学選抜試験	5	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	小計	475	
	合計	9,922	

## 2 自己情報の訂正請求の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

平成28年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

## 3 自己情報の利用停止請求の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報又は特定個人情報、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成28年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

## 4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服

審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。  
平成28年度は、審査請求が2件ありました（表2）。

**表2 審査請求の状況**

審査請求 案件	諮問 実施 機関	審 査 請 求 年 月 日	個人情報保護審議会		実施機関の 裁 決	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	年 月 日	内 容
児童記録票等に係る 個人情報部分開示決 定処分に対する審査 請求	知 事	28.10.28	29. 1. 4	29. 4. 20	29. 7. 14	一部 認容
児童相談所内で作成 された絵に係る個人 情報不開示決定処分 に対する審査請求	知 事	29. 3. 1	29. 4. 14	審査中	—	—

## 5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（平成4年5月1日設置）。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・ 第一部会（審査請求部会）  
審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。
- ・ 第二部会（住基法・番号利用法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

平成28年度は、福岡県個人情報保護条例の一部改正に関する諮問が1件、個人情報の利用及び提供等の制限に関する例外事項に係る諮問が2件、審査請求事案に係る諮問が2件あり、うち4件について答申がなされました（表3）。

表3 個人情報保護審議会の答申（審査請求事案に関する答申は表2参照）

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
個人情報の提供の制限に関する例外について	知事 (福祉労働部)	28. 5. 13	28. 5. 19
福岡県個人情報保護条例の一部改正について	知事 (総務部)	28. 12. 1	28. 12. 15
個人情報の利用の制限に関する例外について	知事 (福祉労働部)	28. 12. 2	28. 12. 15

## 6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成28年度は、事業者が行う個人情報の取扱いについての苦情相談はありませんでした。

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大川紅粉屋土地改良区	平成29年9月1日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営組坂堤地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成29年9月15日から 平成29年10月17日まで	小郡市役所

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
雷山大溜池土地改良区	平成29年9月1日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

土地改良区名	事業名	認可年月日
雷山大溜池土地改良区	維持管理事業	平成29年9月1日

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年9月15日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大川南部土地改良区	平成29年9月6日